

## 利用者負担金（保育料）の見直しについて

### 1. 利用者負担金の見直しについて

- ・ 保育園の運営経費は入所定員の拡大に伴い年々増加しており、今後も、保育所整備や各種保育サービスの充実などにより、保育サービスにかかる経費の増加が見込まれます。
- ・ 保育園の利用者負担金（保育料）は、保育園でかかる経費の一部を各世帯が負担するものですので、応能負担の原則に基づき適正化を図る必要があります。
- ・ 平成 11 年度に改定を行った以降、国の制度変更に伴う改正以外は行っておりませんでした。
- ・ 第 4 次行財政改革大綱に基づき、平成 28 年度（平成 28 年 4 月）に利用者負担金の見直しを行います。

#### 【保育園運営経費の負担割合】（平成 26 年度決算ベース）

総事業費 5,380,520 千円					
国基準保育料 (25.9%) 1,394,779 千円		国負担 (13.9%) 748,654 千円	都負担 (20.4%) 1,095,292 千円	市負担 (39.7%) 2,134,189 千円	雑入 0.1% 7,606 千円
徴収した保育料 (11.9%) 643,038 千円	市肩代わり分 (14.0%) 751,741 千円				

### 2. 見直し方法について

- ・ 所得階層に応じて 3～7%（100 円～3,000 円程度）の値上げをした場合
 

年収 300 万円世帯（D1 階層）	4,500 円	→	4,600 円 ～ 4,800 円
			(+100 円 ～ +300 円)
年収 600 万円世帯（D8 階層）	23,800 円	→	24,500 円 ～ 25,400 円
			(+700 円 ～ +1,600 円)
年収 1000 万円世帯（D17 階層）	40,100 円	→	41,300 円 ～ 42,900 円
			(+1,200 円 ～ +2,800 円)
- ・ 低所得者層に配慮し、生活保護世帯 (31 人)、市民税非課税世帯 (200 人) については引き続き無料とします。(全 3,311 人 27.6 時点データ)
- ・ 増収分 (3～7%値上げの場合、年 1,800 万～4,300 万円程度) は待機児童解消のための財源とし、今後 5 年間で 650 名の保育サービスの拡充、充実を図ります。